

様式第五（第6条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

2018年 9月 11日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

東京都品川区大井 1-23-1 カクタビル 8階
株式会社 IoT エンターテインメント
代表取締役 原田 宏一



産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動又はこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記4. に掲げる法令の規定の解釈又は当該新事業活動若しくはこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

(1) 事業目標の要約

当社は、当社が行うオンラインアミューズメント事業の一環として、オンラインパチンコ・パチスロサービスを2018年4月から試験的に開始した。従来のオンラインパチンコ・パチスロサービスでは遊技機メーカーが自社の機種をバーチャルで提供している事が多く、横断的な遊戯を行う事ができなかったが、当社は実機を利用することで横断的かつ臨場感を持ったサービスの提供を行っている。そして、この度、当社は、廃棄される予定の中古機の利用、閉店されたゲームセンターやパチンコ店等の有効活用の需要を見込んで、オンラインパチンコ・パチスロサービスのフランチャイズ展開の事業を新たに実施しようと考えている。当社は、新たに実施するフランチャイズ事業において、売上に応じた寄付を行うこと等を通じて、新たな社会貢献のモデルを作りたいと考えている。当社としては、フランチャイズ展開の事業を実施する前に、風営法違反の懸念を払しょくするため、本照会を行う次第である。

(2) 生産性の向上または新たな需要の獲得が見込まれる理由

「役務の新たな提供方法の導入」に該当する。
従来のサービスではバーチャルでの遊戯を提供していたが、顧客ニーズとしては実機を求めているケースが多い。実機を利用することで1つの機種を提供するにあたり、開発コストの削減と提供期間の短縮を図ることが出来る。またゲームセンターやパチンコホール等の閉店店舗の有効活用としてフランチャイズ需要がみ込まれる。



2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

サービス提供事業者 : 当社

フランチャイジー : 当社フランチャイズ契約法人

(2) 事業概要

[事業概要]

無人の倉庫に遊技機を設置し、それらの遊技機を顧客（サービス利用者）がインターネットを介して、スマートフォン等のデジタルデバイスによって遠隔操作して遊戯し、遊戯の結果に応じたポイントや、ゲーム数に応じたポイント、今後実装される連続ログイン時のポイントや課金額に応じたおまけポイント等様々な契機で付与される企業ポイント（IoTマイル）を提供する。

[サービスの流れ]

- ① サービス利用者が当サービスサイト内で新規会員登録を行う。
- ② 利用者がサイト内で決済を行い、サービス内ポイント（LP）を購入
- ③ 利用者がLPを利用して遊戯を行う
- ④ サービスの利用や遊戯の結果に応じたIoTマイルを獲得
 1. IoTマイルを得る要素
 - (ア) ログイン時
 - (イ) 課金時
 - (ウ) 一度に多くの額を課金した際の割合に応じて
 - (エ) 友達紹介を行った際
 - (オ) 遊戯の回数に応じて
 - (カ) 遊戯の結果に応じて
- ⑤ IoTマイルを利用して、アイテムへの応募、または再遊戯などサービスへの利用を行う

(3) 新事業活動を実施する場所

当社契約の栃木県の倉庫の機械をスタートとし、以降は直営やフランチャイズとして閉店されたパチンコ店やゲームセンターまたは空き倉庫などを対象としてエリアを拡大予定

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

2018年4月 サービス開始
2018年7月 企業ポイントの開始
2018年7月 アイテムへの応募の開始
2018年10月 フランチャイズ店舗開始予定

4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等

風営法2条第1項第5号

5. 具体的な確認事項

本照会書2. (2) 記載の当社の事業活動におけるサービスが、風営法2条第1項第5号に規定する営業に該当しないことを確認したい。

<当社の考え>

- (1) 風営法第2条第1項第5号は「スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）」を、それぞれ風俗営業の一つとして規定しており、店舗に客を来場させてそこで遊技をさせることを前提としている。
- (2) この点、新事業活動において、当社は、遊技機を設けるものではあるが、店舗に客を来場させて遊技をさせるのではなく、インターネットを介して遊技させるものである。
- (3) したがって、当社の行う新事業活動は、風営法第2条第1項第5号の営業に該当しない。

6. その他

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署とする場合、押印を省略することができる。
2. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
3. 「関連する事業活動」に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該事業活動に対する当該規定の適用の有無について確認を求める必要がない場合にあつては、「及びこれに関連する事業活動」の文字を抹消する。
4. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標
 - (1) 新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の目標（新事業活動及びこれに関連する事業活動を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
 - (2) 新事業活動及びこれに関連する事業活動を実施することにより、生産性の向上（資源生産性の向上を含む。）又は新たな需要の獲得が見込まれることを要約的に記載する。
2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容
 - (1) 新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の実施内容を記載する。
 - (2) 新事業活動及びこれに関連する事業活動を行う場所の住所を記載する。
3. 具体的な確認事項には、新事業活動等に関する法令の適用関係についての自己の見解を記載する。